

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第590号

2013年（平成25年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

道路，下水道管渠，準用河川及び水路の管理及び応急補修事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2013年8月30日付けで諮問（第590号）された道路，下水道管渠，準用河川及び水路の管理及び応急補修事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）条例第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性，条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性，第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び第5項による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由，並びに条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行う必要性については判断できない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市では平成11年11月1日より湘南台駅地下公共施設（自由通路，広場，階段場等）を設置しているが，その管理業務を藤沢市が（公財）藤沢市まちづくり協会に委託している。湘南台駅地下公共施設は，24時間供用可能であり，24時間365日管理人を配置しており管理を行っているが，施設全体の犯罪の未然防止と不審者等への抑止効果として，防犯カメラを設置し，監視，録画および保存している。今般，録画機器の交換にあたり，当該個人情報について，今回の諮問に至ったも

のである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、施設全体の犯罪の未然防止と不審者等への抑止効果ために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの映像の保存は電磁的媒体としてビデオテープを使用しているが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると消耗度が高く画像の劣化等長期的な保存は困難である。一方ハードディスクは、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易となる。

このことから、今般防犯カメラの画像の保存についてはハードディスクを採用しコンピュータ処理を行うものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては録画機器については地下1階中央管理室に配置し、ワイヤー等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードの設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用できないように利用者を制限する。

日常的な管理としては、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規定及び藤沢市情報セキュリティポリシー(基本方針)の定めるところに従い、適正に取り扱うことならびに「防犯カメラ運用基準」の定めに従い管理することとする。

なお、設置機器は保存期間である14日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。

また、防犯カメラの画像の情報提供の際の検索・出力以外には録画された画像は使用しない。

(4) 目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は、被害者を救済するものであり、市民生活を守る本市行政の役割でもあるものである。

そのため、事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要とな

ることから、湘南台地下公共施設で発生した殺人、傷害、暴行、誘拐、窃盗、強盗、強姦（被害者の映像については同意を得たものに限る。）、強制わいせつ（被害者の映像については同意を得たものに限る。）、恐喝、器物損壊及び放火の捜査のため、防犯カメラ画像データの目的外提供については、別に定めるガイドラインに基づき、審議会への諮問の手続きを個々に経ることなく、目的外提供できるという包括的な取扱いをする必要性があると判断したものである。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限り）

- (5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人の人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略するものである。

- (6) 実施時期（予定年月日）

平成25年 10月1日

- (7) 提出書類

ア 個人情報取扱事務届出書

イ システムの機器一覧

ウ システムの設置個所

エ 防犯カメラ運用基準

オ 湘南台駅地下公共施設の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論の通り判断するものである。

実施機関の説明によると、本件諮問にかかる防犯カメラの管理を実施機関の職員が行うのか、あるいは実施機関が湘南台駅地下公共施設の管理を委託する相手が行うのか定かではなく、管理体制が明確とはいえない。

よって、当審議会としては審議会の結論のとおり判断せざるを得ない。

以 上

